

水源地域活性化・自然体験交流事業開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県「かながわ水源地域活性化計画」(以下「活性化計画」という。)に位置付けた「体験・交流プログラム」としての「自然体験交流事業」や「エリアごとの魅力を活かした事業」の開催を支援するため、活性化計画の対象地域で団体等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号ごとに掲げる要件を各号ごとに全て満たす自然体験交流事業開催事業(以下「補助事業」という。)とする。ただし、県の資金を原資とする他の補助金の交付を受けた又は今後受ける予定のある事業を除く。

(1) 自然体験交流事業開催事業(従来型)

- ア 開催場所を活性化計画の対象地域とすること。
- イ 事業目的に対象地域住民と対象地域以外の住民との交流を含めること。
- ウ 事業内容は、対象地域の自然や郷土文化等を活かしたものとすること。
- エ 実施主体は、特定非営利活動法人や実行委員会等の団体若しくは「かながわ水源地域の案内人(以下、「案内人」という。)」として水源地域活性化推進協議会により登録された個人に限る。
- オ 参加者全員から参加費(負担金)を徴収すること。
- カ 過去に次号の対象事業として補助を受けた事業(従前から事業名、開催場所、開催内容の細部の変更をした事業も含む)に該当しないこと。

(2) エリアごとの魅力を活かした事業(拡大・発展型)

- ア 前号のアからオの要件を全て満たすこと。なお、本号においてエリアとは、津久井エリア(相模原市緑区城山地区、津久井地区(根小屋、長竹、青山、鳥屋を除く)、相模湖地区、藤野地区)、宮ヶ瀬エリア(上記以外の相模原市緑区津久井地区、愛川町、清川村)、山北エリア(山北町)とする。
- イ 参加費や市町村補助金等を除いた概算経費として県補助金25万円以上を必要とすること。
- ウ 初年度は過去に本要綱による補助を受けた事業(その事業の事業名、開催場所、開催内容の細部の変更をする事業を含む)に該当しないこと。
- エ エリアの魅力(特色)を生かしており、新規性又は独自性があること。
- オ 補助を受けた年度の翌年度以降、少なくとも概ね3年経過後までに県の資金を原資とする補助金の交付を受けずに事業を行う資金計画を有すること。
- カ 対象となる事業の開始から通算して3年を経過していないこと。

(補助額の算定)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する会場使用料、車両使用料、備品賃借料、講師等への謝礼金、講師等の食糧費・交通費、消耗品費、燃料費、通信費、広報費、保険料、振込手数料等から次の各号に掲げる経費(補助対象外経費)を除外した経費とし、当該補助対象経費から国・市町村等支出金及び参加費その他の特定財源(補助対象外経費に充当した額を除く)を控除した額を対象に補助額を算定する。ただし、第2条第2号の事業については次の各号を除き、知事が事業実施に必要と認める経費を補助対象経費にできる。

- (1) 実施主体の本事業以外の経常的な運営又は事業活動に要する経費
- (2) 参加者が当該補助事業において収穫体験、調理、製作等をしない、又は対象地域の郷土文化等の魅力のアピールにならない飲食品代、土産物代等の特定の個人若しくは特定企業に対する給付経費

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、前条の規定により算定した額に対し、第2条第1号の事業については、次表1、第2条第2号の事業については、次表2にそれぞれ定める補助基準額を限度に算出した額とする。

なお、同一の者が同一内容の補助事業を複数回実施する場合にあっては、同一年度を通算した算定額に基づき算出した額とする。

表1

算定額	補助基準額
120,000円以上	120,000円
119,999円以下100,000円以上	100,000円
99,999円以下90,000円以上	90,000円
89,999円以下	算定額から千円未満を切り捨てた額

表2

算定額	補助基準額
500,000円以上	500,000円
499,999円以下	算定額から千円未満を切り捨てた額

(要望書の提出)

第5条 補助事業を実施しようとする者は、神奈川県知事(以下「知事」という。)が別に通知する日までに水源地域活性化・自然体験交流事業開催事業費支援要望書(第1号様式)を提出しなければならない。また、第2条第2号の補助事業については、併せてエリアごとの魅力を生かした事業の提案書(第1号の2様式)を添付しなければならない。

2 第2条第2号の事業は、前号の要望書を1者につき1事業のみ提出するものとする。

(結果の通知)

第6条 知事は、第5条に定める書類の提出があったときは、すみやかに内容を確認し、支援の可否を決定し、その結果を補助事業を実施しようとする者へ通知するものとする。

ただし、予算の上限を超えた場合に限り、第2条第1号の事業については、次表1に定める優先順位、第2条第2号の事業については、次表2に定める優先順位が高い項目において、高い評価を得た事業から、順次、予算の範囲内で採択する。ただし、次表の優先順位によりがたい場合は、別途知事が定める項目により、採択する。

表1

優先順位	項目
1	申請の優先順位が1位の事業
2	県補助金以外の独自財源(参加費や市町村補助金等)の割合が高い事業
3	前回の事業実施時に参加者満足度調査に協力(報告)した事業(ただし、新規事業は前年度に報告があったものとみなす)
4	実施主体の代表者又は役員に「案内人」が含まれている事業(案内人個人を実施主体としたものを含む)
5	参加予定人数が30人以上の事業
6	参加者1人当たりの県補助金額(県補助金/参加予定人数)が低い事業
7	同一会計年度内で、支援要望数の少ない実施主体の事業(ただし、実施主体における優先順位を考慮して決定する)
8	過去に支援していない事業
9	過去3年以内に、当補助事業において必要書類の提出等に遅延したことがない実施主体が行う事業

表2

優先順位	項目
1	初年度要望時において、県内で初めての試みであると認められる事業
2	初年度要望時において、県内の他地域において同様の取組事例があるが、同エリアにおいては初めての試みであると認められる事業
3	そのエリアだからこそできると認められる事業
4	実施主体の代表者又は役員に「案内人」が含まれている事業(案内人個人を実施主体としたものを含む)
5	第2条第2号オの計画のうち、より短期で自立する資金計画のある事業
6	県補助金以外の独自財源(参加費や市町村補助金等)の割合が高い事業
7	参加予定人数が30人以上の事業
8	参加者1人当たりの県補助金額(県補助金/参加予定人数)が低い事業

9	前回の事業実施時に参加者満足度調査に協力(報告)した事業(ただし、新規事業は前年度に報告があったものとみなす)
10	過去3年以内に、当補助事業において必要書類の提出等に遅延したことがない実施主体が行う事業

(申請書の提出期日等)

第7条 規則第3条第1項の規定による水源地域活性化・自然体験交流事業開催事業費補助金交付(変更交付)申請書兼請求書(第2号様式)の提出期日は知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 自然体験交流事業企画書(第3号様式)

(2) 知事がその他必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ申請者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。この場合において、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときには、当該個人情報に係る本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(交付の決定)

第9条 知事は第7条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し補助金の交付決定をしたときは、水源地域活性化・自然体験交流事業開催事業費補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知する。

(交付条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、荒天等による会場や体験メニュー等の内容の変更については、この限りではない。

(2) 補助事業を中止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合又は補助事業の全部若しくは一部を中止した場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第11条 前条第1号又は第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、水源地域活性化・自然体験交流事業開催事業費補助金事業変更(中止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、次条の報告が補助金交付決定にかかる県の会計年度の3月31日までに完了しないことが見込まれる場合に限り、水源地域活性化・自然体験交流事業開催事業実施状況報告書(第6号様式)により、同日までに行わなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、水源地域活性化・自然体験交流事業開催事業実績報告書(第7号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は翌年度の4月7日のうち、先に到来する日までに行わなければならない。

(1) 事業実施概要が分かる資料(写真を添付)

(2) 収支決算書

(3) 知事がその他必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方

法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第8号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 前項の規定は、当該補助金に係る消費税の申告を要しない補助事業者については、これを適用しない。

3 知事は、第1項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の精算)

第16条 補助金の支払は概算払とし、補助事業の終了後、第14条に規定する実績報告に基づき精算することとする(次項に規定する場合を除く。)

2 知事は、第10条第3号の報告があつた場合は、補助事業者が執行しなかつた事業費(補助金額を上限とする。)の返還を命ずるものとする。ただし、その理由が荒天等やむを得ないと認められる場合であつて、事前準備等の支出が必要と認められた経費については、この限りではない。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(書類の経由)

第19条 規則及びこの要綱の規定により知事に第1号様式及び第1号の2様式を提出する

場合は、活性化計画の水源地域市町村及び地域県政総合センター、また、その他の書類を提出する場合は活性化計画の水源地域市町村を経由しなければならない。

(広報の努力義務)

第20条 補助事業者は、県のたより等の県広報媒体や市町村広報誌等を積極的に活用するとともに、市町村のホームページや水源地域活性化推進協議会ホームページ「神奈川やまなみ五湖navi」にイベント情報の掲載に努めるものとする。

2 補助事業者は、イベント名やサブタイトル等に「やまなみ五湖」の名称等を冠するなど「やまなみ五湖」の認知度を高める要素を含むよう努めるものとする。

(参加者満足度調査)

第21条 補助事業者が補助事業を実施する際には、活性化計画で把握することとした参加者満足度について、知事が別に定める方法による調査・報告の協力を努めるものとする。

(支出負担行為の委任)

第22条 第2条に掲げる事業については、神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)第19条第1項第6号の規定により、地域県政総合センター所長に支出負担行為を委任するものとし、この要綱(第5条、第6条及び第1号様式を除く。)の規定中「知事」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行前に改正前の要綱第9条による交付決定がされた補助事業でこの要綱の施行の際まだ改正前の要綱第14条による実施報告がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行前に改正前の要綱第9条による交付決定がされた補助事業でこの要綱の施行の際まだ改正前の要綱第14条による実施報告がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

ただし、令和6年度に実施する補助事業については、なお従前の例による。